

業務名：道 路

### 道路のことでお問い合わせしたいときは

町内の町道や県道は、次のように分けて管理されています。

#### 町道は

町内にある道路で、町長がその路線を認定したものをいいます。 役場(建設経済課)  
道路の排水路のことなどで困ったときは、役場(建設経済課)にご相談ください。

#### 県道は

地方的な幹線道路網を構成し、知事が県の区域内にある部分について、その路線を認定したものをいいます。・・・県道北風戸積浦線 高松土木事務所  
高松土木事務所 889-8901 〒761-8076 高松市多肥上町1251-1

### こんなときは申請が必要です。

#### 境界を確定したいとき

- ・町道、里道、水路などとの境がわからない。



役場(建設経済課)へ申請して、町との境界を明確にするための境界査定を受けてください。

#### 町道を掘削して工事を行うとき

- ・工事のため、道路を掘りおこす。



役場(建設経済課)と高松北署へ申請して、許可を受けてください。

#### 町道を占用するとき

- ・建築用足場を設けるため、一時的に道路を使用する。
- ・看板や日よけなどを設置したい。



役場(建設経済課)へ占用申請が必要です。

高松北署 811-0110 〒761-8511 高松市西内町2-30